

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成29年5月26日

大阪市会議長 木下 誠 様

提出者

山下昌彦	川嶋広稔	山田正和
金子恵美	宮脇希	角谷庄一
片山一步	伊藤良夏	高見亮
杉村幸太郎	辻淳子	太田晶也
北野妙子	黒田當士	西川ひろじ
杉田忠裕	土岐恭生	島田まり
山中智子	井上浩	

(別 紙)

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号を次のように改める。

(6) 交通水道委員会 14人

ア 都市交通局の所管に属する事項

イ 交通局の所管に属する事項

ウ 水道局の所管に属する事項

附 則

この条例は、大阪市市長直轄組織設置条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第22号）の施行の日から施行する。

説 明

大阪市市長直轄組織設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市会委員会条例（抄）

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 省 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項のうち、財政総務委員会以外の常任委員会の所管にかかわるものにあつては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。

(1) - (5) 省 略

(6) 交通水道委員会 14人

ア 都市交通局の所管に属する事項

ア 省 略

イ

イ 省 略

ウ

3 省 略